

キャンシステム株式会社に対する報告徴求に係る
「有線ラジオ放送業務の正常化に係わる報告について」の提出

総務省は、キャンシステム株式会社に対し有線音楽放送業務の正常化に係る報告を平成 22 年 2 月 26 日付けで求めていたところであり、このたび、キャンシステム株式会社から「有線ラジオ放送業務の正常化に係わる報告について」の提出を受けましたので、その概要を公表します。

1 報告の概要

(1) 報告事業者
キャンシステム株式会社（代表取締役 工藤 嘉高）

(2) 報告日
平成22年6月30日

(3) 事案の概要

同社は、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号。以下「法」）第3条の届出を行わずに有線ラジオ放送業務を実施している区域が存在しています。

そして、同社については、総務省が平成22年3月に設置した「有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム」の調査報告書において、その早期正常化の提言がされているところです。

こうした状態を早急に是正する観点から、同社から総務省に対し、平成22年7月1日から1年以内を期限として、すべての放送区域について法第3条の規定に基づく届出を行うこととし、有線放送業務の正常化を図る旨の報告がありました。

なお、同社から提出された報告文書（「有線ラジオ放送業務の正常化に係わる報告について」）については別添を御覧ください。

2 今後の対応

総務省は、提出された正常化計画に基づき、有線音楽放送正常化中央連絡協議会（警察庁、総務省、国土交通省、電気事業連合会、日本電信電話株式会社により構成）と連携しつつ、必要な検証を行いながら、同社の早期の正常化に向けて進ちょく管理を行ってまいります。

【関係報道資料】

○ 有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム調査報告書の公表【平成 22 年 6 月 1 日】

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu01_02000010.html

連絡先

情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

担 当：庄司課長補佐、林主査

電 話：03-5253-5809（直通）

FAX：03-5253-5811



別添

平成22年6月30日

総務省 御中

キャンシステム株式会社
代表取締役 工藤 嘉高

有線ラジオ放送業務の正常化に係わる報告について

平成22年2月26日付けご徴求のありました、標記の件につきまして、下記の通り報告申し上げます。何卒宜しくお願い申し上げます。

記

【新たな正常化計画について】

これまででは平成25年度末（平成26年3月末）を期限とする正常化計画に基づき正常化に向けて取り組んで参りましたが、今般、平成22年7月より電柱調査を開始し、平成23年6月末までに、すべての放送区域において、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第3条に基づく業務の届出を行い、正常化を完了すべく努力いたします。

当初の正常化計画との相違点としては、架設電柱調査について当初想定していた作業員数を大幅に増やすことにより短期間で終了するよう変更するなど、作業の期間等を再度見直すことにより完了期限を短縮いたしました。

※正常化に向けての今後の進め方については、別紙資料をご参照ください。

今般、過去の負の遺産を清算し、企業として当然の責任を果たすという強い決意をもって、新たな正常化計画により、平成23年6月末までに正常化を行うこととしました。

弊社と致しましては、本正常化計画に基づき、期限までに完了すべく全社を挙げて取り組んで参ります。

以上

正常化に向けての今後の進め方について

平成22年6月30日

キャンシステム株式会社

1 はじめに

本資料は、弊社が、総務省に対し、平成22年2月26日付にて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（以下「有線ラジオ法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき行われた報告徴求に対して行った報告について、今後の正常化の具体的な手順を示したものです。

弊社としては、これまで一部の放送区域において行っていた道路及び電柱の無断使用に対し、法令遵守の観点から当然改善すべきことであり、過去の負の遺産を清算し、企業として当然の責任を果たすという強い決意をもって、新たな正常化計画および本資料に基づき、期限までに完了すべく全社を挙げて取り組んで参ります。

2 正常化の基本的な考え方について

弊社は、正常化を

- ① 有線電気通信設備の設置に関し必要とされる道路占用許可その他法令に基づく処分を受けるとともに、
 - ② 有線電気通信設備の電柱への添架・共架に係る承諾を取得する等の有線ラジオ法に定められた所要の措置を講ずることとし、さらに、
 - ③ 公衆の安全を確保するため、各種技術基準等の法令を遵守すべく措置を講ずること、
- としてとらえ、これらの手続きを経るものとしたします。

3 正常化の具体的な進め方及びスケジュール

2の正常化を進めるため、以下の順序及びスケジュールで正常化を進めます。

※地域ごとの具体的なスケジュールについては、添付の正常化計画表をご覧ください。

① 電柱添架・共架本数等の確認

平成22年7月より120名体制で調査を実施し、平成23年2月末までに調査を終了します。

② 電柱共架・添架契約の締結、道路占用許可の取得

上記①の調査を終えたところから、随時電柱共架・添架契約を締結するとともに、道路占用許可を取得するための書類等の申請を行い、平成23年5月までに完了します。

なお、いわゆる過去遡及分や電柱共架料の取扱い等については、これらの契約交渉の中において電柱管理者様・道路管理者様と協議して参ります。

③ 再送信を行う場合の再送信同意の取得

上記②とあわせて、再送信同意を得ていない放送については、再送信同意を得ることとし、平成23年5月までに完了します。

④ 法第3条の規定に基づく業務開始（又は変更）届の提出

平成23年6月中には、すべての放送区域について、有線ラジオ法第3条に基づく届出を行うこととします。

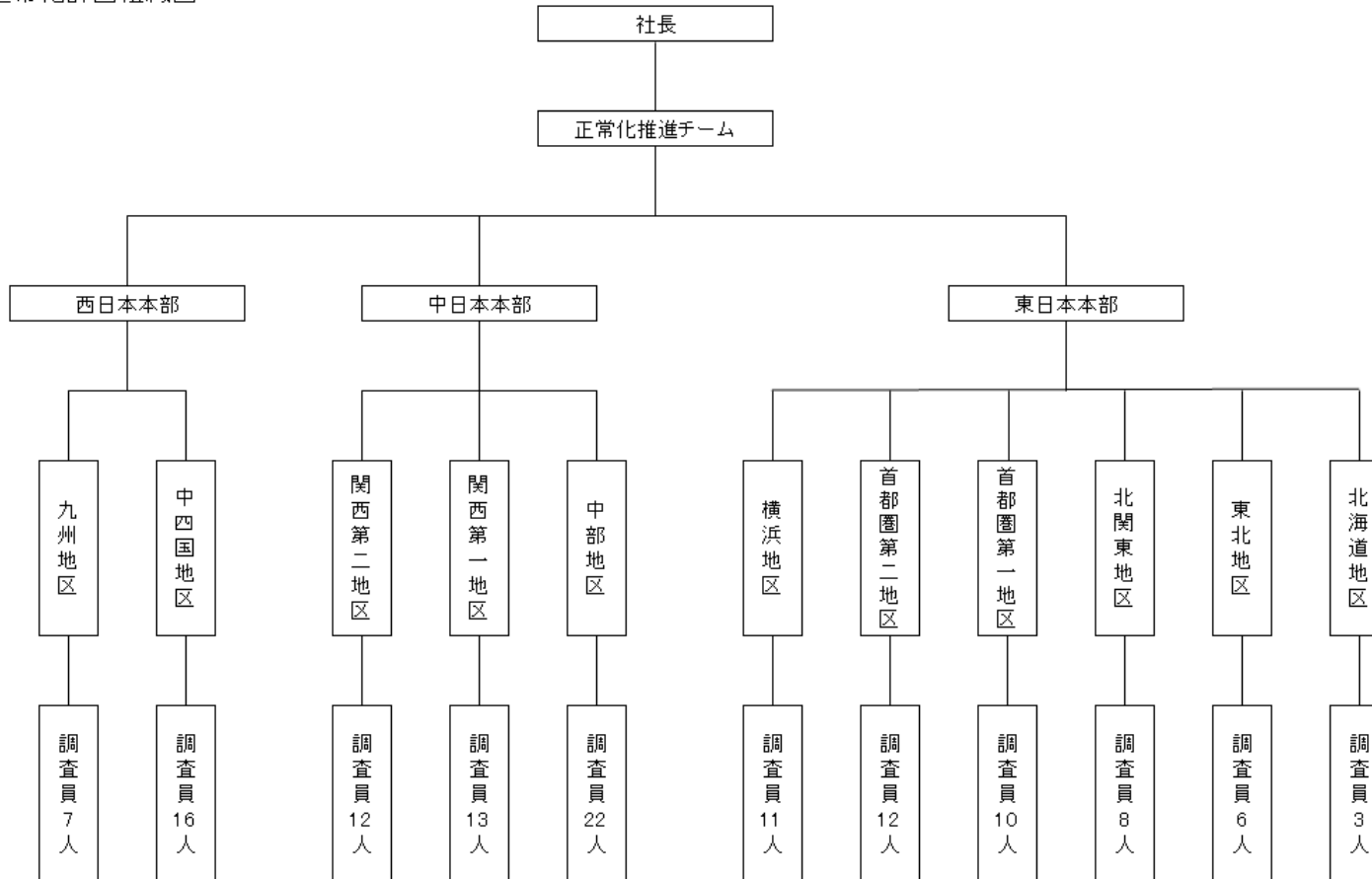
⑤ 未使用となる設備の撤去や技術基準に適合するための設備の改修等

使用予定のなくなる有線電気通信設備については、届出した後、電柱管理者様・道路管理者様同意の下、撤去を行っていくこととし、併せて法令上の技術基準に合致していない設備については、できるだけ速やかに技術基準へ適合するよう、改修を進めて参ります。

なお、実態調査を進める中で、緊急の対応を要する設備が発見された場合は、届出以前に即時改修を実施して参ります。

4 正常化に向けた体制

正常化計画組織図



5 進捗状況の報告

正常化計画の進捗状況については、総務省及び有線音楽放送正常化中央連絡協議会に定期的に報告することとし、進捗状況の透明化に努めます。

正常化計画表スケジュール

平成 22年 6月 30日

本部	エリア	調査月数 <small>1500/1名・月調査</small>	体制 120	項目	22年度												23年度												備考欄
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/1月	23/2月	23/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/1月	24/2月	24/3月	
東日本	北海道	7	3	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
東日本	東北	7	6	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
東日本	関東	7	41	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
中日本	中部	7	22	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
中日本	北陸	3	4	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
中日本	関西	8	25	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
西日本	四国	8	8	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
西日本	中国	6	8	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									
西日本	九州	7	7	電柱調査																									
				電柱契約																									
				占用許可																									
				届出																									

※実態調査120人 体制にて算出。
 ※電柱調査・電柱契約・占用許可はエリアで完了した場所ごとに申請の為、作業が重なります。

